



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	懲罰的賠償の終焉!? : 私人は法を実現できないのか?
Author(s)	会沢, 恒
Description	論説
Citation	北大法学論集, 59(1), 522[1]-499[24]
Issue Date	2008-05-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33811
Type	departmental bulletin paper
File Information	59-1_p522-499.pdf



懲罰的賠償の終焉!? (1)

—— 私人は法を実現できないのか? ——

会 沢 恒

突然七瀬は、恒夫から予知能力が失われた場合に想像できるいちばん重大な理由に思いあたり、あっと叫んだ。それは恒夫が死ぬからではないのか、予知能力者が自分の死後の世界を予見できるのでない限り、死の直前には何も予知できない筈だ…¹

I. はじめに

II. 判例の動向

A. 前史

1. *Browning-Ferris Industries* 判決
2. *Haslip* 判決と *TXO* 判決
3. *Oberg* 判決

B. Gore 法理とその展開

1. *Gore* 判決
2. *Campbell* 判決
3. *Cooper Industries* 判決 (以上、本号)

III. Philip Morris USA v. Williams 判決

IV. 系譜学——判例の展開の内在的検討と判断の構造

V. 分類学——Williams 判決における懲罰的賠償観と既存諸モデル

¹ 筒井康隆『七瀬ふたたび』（新潮社／新潮文庫、1978年、初出1975年）198頁（「そして恒夫はまだ、そんな理由を夢にも考えてはいない。未来を予知できなくなったことと自分の死を結びつけて考えるなど、若くて健康で楽天的な恒夫にとっては想像してみることさえ困難なのであろう。」）。

VI. 若干の展望

I. はじめに

悪質な不法行為等を行った者に対し、発生した損害の填補を超えた賠償額の支払を命じる懲罰的賠償は、違法行為を制裁し将来の違法行為を抑止するための英米法特有の制度として注目されてきた²。

例えば、不法行為法第二次リステイメントは、懲罰的賠償を次のように定式化している。

§ 908 懲罰的賠償

- (1) 懲罰的賠償とは、甚だしく非道な行為をなした者に対し、当該行為を懲罰し、また将来その者及び他の者が同様の行為をなすことを抑止するために、填補的賠償または名目的賠償以外に課される損害賠償である。
- (2) 懲罰的賠償は、被告の悪質な動機または他者の権利に対する無謀なまでの無関心のために、甚だしく非道な行為に対して課され得る。懲罰的賠償の算定に当たっては、被告の行為の性質、被告が惹起しまたは意図した、原告の被害の性質及び程度、並びに被告の資産を、事実認定者は適切に考慮できる。³

しかしながら周知の通り、アメリカではここ四半世紀ほど、1980年代頃から、損害賠償額が高騰して社会的な問題となっており、その原因の一つは懲罰的賠償にあると理解されてきた。その際には特に、製造物責任や環境被害といった、広範囲に被害の拡散するいわゆる大量不法行為(mass torts)に対する懲罰的賠償に注目が集まることも多い⁴。もっと

² 例えば、古典的なものとして、田中英夫・竹内昭夫『法の実現における私人の役割』(東京大学出版会、1987年) 140～166頁、218～225頁参照(初出は法協88巻5・6号1頁、89巻3号1頁、8号1頁、9号1頁(1971～72年))。

³ Rest. (2d) of Torts, § 908 (1979)。

⁴ 古賀哲夫「大量不法行為と懲罰的損害賠償」名古屋学院大学論集社会科学篇

も、果たしてこの主張が実態を踏まえたものであるかについては疑問を呈する見解もある。全般的には穏健な運用がなされていて取り立てて問題視する必要はないという実証研究⁵もあるし、マスコミを騒がせる高額賠償もそれぞれそれなりに理由があるものだと指摘もある⁶。しかし、広い範囲で問題であると了解されてきている⁷ことは確かであるし、学説も立法部・司法部も、何らかの歯止めをかけようと80年代後半から動いている。

州立法部による懲罰的賠償の規制の試みを挙げれば^{8,9}、直接に実体

35巻2号1頁(1998年)、古賀哲夫「アメリカの製造物責任における懲罰的損害賠償」名古屋学院大学論集社会科学篇33巻3号1頁(1997年)、小林秀之『PL訴訟』(新版、弘文堂、1995年)85頁参照。もっとも、耳目を集める製造物責任事件や医療過誤事件は、懲罰的賠償を課される事件としては少数派の類型に過ぎないとの指摘もある。See Theodore Eisenberg & Martin T. Wells, *The Predictability of Punitive Damages Awards in Published Opinions, the Impact of BMW v. Gore on Punitive Damages Awards, and Forecasting Which Punitive Awards Will Be Reduced*, 7 S. CT. ECON. REV. 59, 67 (1999); Theodore Eisenberg et al., *The Predictability of Punitive Damages*, 26 J. LEGAL STUD. 623, 635-636 (1997).

⁵ See, e.g., Eisenberg et al., *supra* note 4. See also Anthony J. Sebok, *Punitive Damages: From Myth to Theory*, 92 IOWA L. REV. 957, 962-76 (2007) (関連研究のレビュー)。

⁶ 例えば、マクドナルドの熱いコーヒーをめぐる訴訟の是非の論争を紹介する、平野晋『アメリカ不法行為法——主要概念と学際法理』(中央大学出版部、2006年)1～8頁参照。

⁷ See, e.g., *BFI*, *infra* note 19, 492 U.S. at 282-283 (O'Connor, J., dissenting) (「懲罰的賠償の裁定は天を突きつつある。Awards of punitive damages are skyrocketing.」)。See also Alexandra B. Klass, *Punitive Damages and Valuing Harm*, 92 MINN. L. REV. 83, 98-104 (2007) (懲罰的賠償のみならず、賠償額一般の高騰が懸念されていると指摘しつつ、最高裁のリアクションを要約。注82は関連文献を参照)。

⁸ 立法上の改革の動きを整理するものとして、吉村顕真「アメリカ合衆国における懲罰的損害賠償の現代的変容——大量不法行為社会における伝統型懲罰的損害賠償の改革——」龍谷大学大学院法学研究7号267頁(2005年)278～282頁参照。See also *Gore*, *infra* note 34, 517 U.S. at 614-619 (Ginsburg, J., dissenting) (関連州立法をリスト)。

⁹ なお、連邦議会による規制の試みは奏功していない。See, e.g., Common-

的な限定を加えるものと、手続的なハードルを上げることで間接的に制限するものに大別することができる。実体的立法として最も直接的なのは、懲罰的賠償の額に上限を設定することである。填補賠償額との一定の比率（同額、2倍、…）で設定される場合もあるし、「25万ドル」などと一律の額で設定される場合、その組み合わせなど諸々のパターンがあり、また、製造物責任等、一定の訴訟原因について特則が置かれる場合もある。また、被告の支払う懲罰的賠償の一部（一定割合）を、原告以外の者に分配させ、原告——ないし原告側弁護士——の高額な懲罰的賠償に対するインセンティブを抑制しようとする立法例もポピュラーである。支払先としては州政府の一般財政に繰り込まれる場合もあるし、犯罪被害者のための救済基金等、特定の目的のための基金の場合もある。¹⁰

手続的な改革として代表的なものは、トライアルを二段階に分割して審理する手続の導入がある。責任の有無と（懲罰的）賠償額とが一個の手続で審査されるとすると、（特に被告が）後者を争おうとして提出する証拠が前者について不利な予断を抱かせる可能性があることから、賠償額を十分に争えない虞がある¹¹。そこで、（刑事事件の死刑陪審におけると同様に、）責任・填補賠償の認定と懲罰的賠償の算定とで審理を分離する手続が多くの州で導入されている。これも、全ての懲罰的賠償

sense Product Liability Reform Act of 1996, 1995 H.R. 956, 104th Cong. 2d Sess. (vetoed by President Clinton).

¹⁰ なお、立法を待たず、裁判所がその救済を命ずる権限に基づき同様の分配を命じた例もある。See *Dardinger v. Anthem Blue Cross & Blue Shield*, 781 N.E.2d 121 (Ohio 2002). 日本語での紹介・検討として、初岡宏成「*Dardinger v. Anthem Blue Cross & Blue Shield*, 781 N.E.2d 121 (Ohio 2002)——オハイオ州最高裁が、被告保険会社に4,900万ドルの懲罰的損害賠償の支払いを命じた事実審判決について、これを3,000万ドルに減額し、そのうち2,000万ドルから訴訟費用等を控除した金額を、原告の亡妻の名を冠した癌研究基金に対して支払うことを命じた事例」アメリカ法2003—2号442頁（2004年）参照。

¹¹ 例えば、著名なテキサコ対ペンゾイル事件（see *Texaco, Inc. v. Pennzoil Co.*, 729 S.W.2d 768 (Tex. App. 1987)）で高額の賠償が下されたのは、責任の認定を恐れて被告側が原告の賠償額に関する主張に反論しなかったからだとされる。See THOMAS PERZINGER, JR., OIL & HONER: THE TEXACO-PENNZOIL WARS 384-389, 404-410 (1987).

事件で必要的に行われる場合、両当事者の申立に基づく場合、被告の申立に基づく場合の諸々のパターンがある。¹²また、懲罰的賠償を課すには、通常の民事訴訟で要求される証拠の優越（preponderance of evidence）水準ではなく、より高度な（だが刑事事件で要求される合理的な疑いを超える（beyond a reasonable doubt）証明ほどではない）明白かつ説得的な証明（clear and convincing evidence）の証明基準を要求する法域も多い¹³。

しかしながら本稿で取り扱うのは、連邦裁判所／連邦最高裁が、連邦憲法上の要請として、懲罰的賠償に対して制限を課す動きである。1989年の *Browning-Ferris Industries* 判決を嚆矢とし、1996年の *BMW v. Gore* 判決を中軸とする一連の判例法は、懲罰的賠償に対する憲法的規制を着実に強化してきた。そして、2007年2月の連邦最高裁判決 *Philip Morris USA v. Williams* 判決¹⁴は、この方向性についてさらに踏み込んだ判断を示し、訴訟当事者ではない者に対して生じた損害について被告を罰するために懲罰的賠償を利用することを、デュー・プロセス条項は禁じている、と判示する。本稿は、同判決を中心として分析することにより、アメリカ合衆国における懲罰的賠償に対する規制の現在のあり方について検討を加えるものである。

もっとも、本稿は「懲罰的賠償の終焉」などという表題を掲げたが、連邦最高裁が懲罰的賠償制度を廃止したなどということは、ない。この表題は意図的に問題提起のために掲げたものであって、制度自体は維持されている。しかしながら、*Williams* 判決で示されている考え方が、極めて限定的な懲罰的賠償観を示すものであり、後に検討するように、違法行為の抑止という、広く共有されていると思われる懲罰的賠償観を否定するものであると思われる、そうした意味であえて「終焉」という強い語を採用した。もっとも同判決をこのように強く読むかも争いのあるところである。アメリカにおいても、同判決が懲罰的賠償を制限したと

¹² また、懲罰的賠償については陪審ではなく裁判官によって算定することとした法域もある。Cf. CASS R. SUNSTEIN, REID HASTIE, JOHN W. PAYNE, DAVID A. SCHKADE & W. KIP VISCUSI, PUNITIVE DAMAGES : HOW JURIES DECIDE (2002).

¹³ 但し、合理的な疑いを越える証明を要求する州もある。See Colo. Rev. Stat. 13-25-127 (2).

¹⁴ 127 S. Ct. 1057 (2007).

いう点についての理解は一致するが、その程度については、この種の制限を一般に歓迎する潜在的被告である大ビジネスの側を含め、制約を「一歩進めた」という程度の理解のほうがむしろ一般的かも知れない。しかし筆者は、同判決の判断はより大きなポテンシャルを有しており、懲罰的賠償に対する考え方を大きく変更したものだとは位置付ける。もちろん、この読み方が説得的であるかは読者の判断と将来のさらなる判例法の発展に委ねるより他ない。

以下、本稿は次の順序で議論を進める。第Ⅱ節は、Williams 判決に先立つ、懲罰的賠償に対する憲法的規制に関する一連の判例を概観し、同判決のコンテクストを確認する。第Ⅲ節は Williams 判決それ自体を紹介する。第Ⅳ節は、懲罰的賠償に対する考え方を大きく転換した（と筆者の考える）Williams 判決の判示がどこから来ているのか、一連の判例法の流れに位置付け、この作業を通じてその判断構造を分析する。第Ⅴ節は、Williams 判決に示された懲罰的賠償観が、懲罰的賠償の正当化・理論化を試みる既存の諸説とどのような関係に立つか、どのようなインパクトをもたらすかを検討し、以ってその特徴を明らかにする。第Ⅵ節では以上を総括した上で、今後について展望する。

Ⅱ. 判例の動向¹⁵

A. 前史

本稿の主題は、連邦裁判所——主として州裁判所から上訴された連邦最高裁——において、連邦憲法上、懲罰的賠償を限定しようとの試

¹⁵ 一連の判例法の概観として、差し当たり、渋谷年史「アメリカにおける懲罰的賠償に関する最近の動向（1～3・完）——連邦憲法デュープロセス条項による懲罰的賠償額の制限を中心に」NBL782号23頁、783号70頁、784号49頁（2004年）、桶舎典哲「懲罰的損害賠償の合憲性——近時のアメリカ合衆国連邦最高裁判例を手がかりに——」北九州市立大学法政論集30巻3・4号（上）491頁（2003年）、林大介「懲罰的損害賠償に関する米国連邦最高裁判例の動向」国際商事法務31巻12号1673頁（2003年）、藤倉皓一郎「懲罰的損害賠償試論——アメリカ不法行為法の視点から——」同志社法学49巻6号2020頁（1998年）参照。

みである。このアプローチの軸となる判決は、1996年の BMW v. Gore 判決であるが、そこに至る前史をまずは概観しておく。¹⁶

1. Browning-Ferris Industries 判決

連邦最高裁が懲罰的賠償をコントロールしようとする際に利用し得る連邦憲法上の根拠としては、差し当たり、第 8 修正の過大な罰金 (excessive fine) を禁ずる条項¹⁷、および第14修正のデュー・プロセス条項¹⁸があり得る。現在から見ると一連の流れの出発点だと言える1989年の Browning-Ferris Industries 判決¹⁹は、このうち第 8 修正の過大罰金

¹⁶ なお、懲罰的賠償の利用に関連する連邦最高裁の判断については、本稿で以下に紹介する判例よりも以前に遡ることが可能である。See Bankers Life & Casualty Co. v. Crenshaw, 486 U.S. 71, 76-80 (1988) (合憲性の争点が下級審で適切に申し立てられていないとしてこの争点を審理せず)。また特に、一定の訴訟原因について、その性質に鑑みて懲罰的賠償の利用を制限する事例が散見される。See, e.g., International Brotherhood of Electrical Workers v. Foust, 442 U.S. 42 (1974) (鉄道労働法 Railway Labor Act に基づいた、労働組合に対する不公正代表の請求につき、懲罰的賠償の利用を制限); Gertz v. Robert Welch, Inc., 418 U.S. 323 (1974) (名誉毀損における懲罰的賠償の利用を制限)。しかし、責任原因の如何にかかわらず、懲罰的賠償一般の合憲性について本案として検討されているのはやはり BFI 判決以降であるため、本文ではそちらに記述を集中している。

¹⁷ U.S. CONST. amend. VIII (「過大な額の保釈金を要求し、または過重な罰金を科してはならない。また残酷で異常な刑罰を科してはならない。Excessive bail shall nor be required, nor excessive fines imposed, nor cruel and unusual punishments inflicted.」)。以下、合衆国憲法の訳は全て田中英夫『BASIC 英米法辞典』(東京大学出版会、1993年)による。

¹⁸ U.S. CONST. amend. XIV, §1 (「州は、何びとからも、法の適正な過程によらずに、その生命、自由または財産を奪ってはならない。[N]or shall any State deprive any person of life, liberty, or property, without due process of law...」)。

¹⁹ Browning-Ferris Indus. of Vt., Inc. v. Kelco Disposal, Inc., 492 U.S. 257 (1989) [hereinafter BF]。法廷意見は Blackmun 執筆、Rehnquist、Brennan、White、Marshall、Scalia、Kennedy 同調。日本語での紹介・検討として、浅香吉幹「Browning-Ferris Indus. of Vt. Inc. v. Kelco Disposal, Inc.」アメリカ法 1992-1 号125頁参照。

禁止条項について、歴史的経緯をマグナ・カルタまで遡った上で、罰金 (fine) は何らかの犯罪に対する制裁として政府に対して支払われるもののみを指し、その目的も不適切な政府の権能の行使の制約にあるとして、懲罰的賠償に第8修正の適用はない旨を明らかにした。^{20 21}

2. Haslip 判決と TXO 判決

しかしながら *Browning-Ferris Industries* 判決では、第14修正のデュー・プロセス条項それ自体の——すなわち、編入 (incorporation) の回路としてではない——効力として、同条項が懲罰的賠償を規制する根拠になりうるかという論点を明示的にオープンにしていた²²。これを受け、1991年の *Pacific Mutual Life Insurance v. Haslip* 判決²³の法廷意見は、デュー・プロセス条項が懲罰的賠償を規制する根拠となりうるという一般論を前提として判断したが、結論としては当該事件の懲罰的

²⁰ 但し、BFI 判決は判断に当たって、懲罰的賠償について政府が何らの権利を有しないという点に依拠しており、そうすると近時の多くの州のように懲罰的賠償の一部を州政府ないしそれに準ずる会計に組み入れる制定法を有している場合は射程から外れる、すなわち第8修正の適用可能性を改めて検討する必要があることになりそうである。しかし、Gore 法理が確立されたこともあり、そのような考慮はその後の判例法においては立ち入っては検討されていない。*Compare* *Burke v. Deere & Co.*, 780 F. Supp. 1225 (S.D. Iowa 1991) (アイオワ州法を合憲判断), *rev'd on other grounds*, 6 F.3d 497 (8th Cir. 1993), *with* *McBride v. General Motors Corp.*, 737 F. Supp. 1563, 1576 (M.D. Ga. 1990) (ジョージア州法をBFI判決に照らして違憲判断)。

²¹ O'Connor は、法廷意見とは異なる歴史理解に基づき、過大な懲罰的賠償が第8修正の射程に入るとする反対意見を著している (Stevens 同調)。BFI, *supra* note 19, 492 U.S. at 282 (O'Connor, J., dissenting)。

²² BFI, *supra* note 19, 492 U.S. at 276-277. 当事者が下級審でこの論点を提出していなかったためである。See also *id.* at 280-282 (Brennan, J., concurring)。

²³ *Pac. Mut. Life Ins. Co. v. Haslip*, 499 U.S. 1 (1991). 保険代理店が加入者の支払った保険料を横領し、これにより保険契約 (健康保険) が失効したため、加入者が代理店と保険会社を訴えた事例。最高裁へは保険会社に対する懲罰的賠償のみが上訴されている。法廷意見は Blackmun 執筆、Rehnquist、White、Marshall、Stevens 同調。日本語での紹介・検討として、浅香吉幹「*Pac. Mut. Life Ins. Co. v. Haslip*」アメリカ法1992-1号129頁参照。

賠償の裁定は許容されている。まず、実際に違法行為を行った代理人（保険代理店）のみならず、本人たる保険会社が代位して懲罰的賠償を課されることそれ自体、あるいは陪審が認定した後に裁判所の審査に服するという、懲罰的賠償の算定に関するコモン・ロー上の方式それ自体が一般にデュー・プロセス違反を構成するものではないことが指摘される。さらに、陪審説示やアラバマ州最高裁が明らかにした懲罰的賠償を課す手続・基準を引きつつ、本件の懲罰的賠償について、填補賠償の4倍以上という額が「金額の差は大きいし、実際、限界（the line）に近いかも知れないが、本件裁定額は客観的基準を欠くものではない」²⁴、「憲法上、不適当な領域へと限界（the line）を越えるものではない」²⁴と結論している。²⁵なお、結果同意意見・反対意見を含め、本判決の検討においては、懲罰的賠償額それ自体よりは、あるいはそのみならず、それに至る手続が強調されており、実体的デュー・プロセスよりは手続的デュー・プロセスを強調する判示と読むこともできる²⁶。

TXO Production v. Alliance Resources 判決²⁷も、「合理性に関する一般的懸念」²⁸という程度の一般的基準のみで事案に即した判断を行った。認定された填補賠償額と懲罰的賠償額の乖離が大きいことについては潜

²⁴ *Haslip*, *supra* note 23, 499 U.S. at 23-24.

²⁵ Scalia は第14修正採択時に懲罰的賠償が定着していたことを指摘し以って「適正な」手続であるとする原意主義的な結果同意意見を（*ibid.* (Scalia, J., concurring in the judgment)）、Kennedy は陪審の役割を強調する結果同意意見を（*id.* at 40 (Kennedy, J., concurring in the judgment)）、O'Connor が陪審の判断における基準のなさを強調する反対意見を（*id.* at 42 (O'Connor, J., dissenting)）、それぞれ著している。

²⁶ しかし、後の裁判所は必ずしもそうは読んでいない。See, e.g., *Oberg*, *infra* note 31, 512 U.S. at 420（「連邦憲法は懲罰的賠償の大きさに対する実体的な制限を課していると、当裁判所の近時の判決は明らかにしてきた。」）（citing *Haslip*, *supra* note 23 and *TXO*, *infra* note 27）。

²⁷ *TXO Prod. Corp. v. Alliance Resources Corp.*, 509 U.S. 443 (1993)．石油・ガスの開発をめぐる利権の争いで、権利毀損の不法行為（slander of title）に基づく懲罰的賠償が問題となった。Stevens が相対多数意見を執筆し、Rehnquist、Blackmun が同調、Kennedy が一部同調している。

²⁸ *Id.* at 459.

在的にヨリ大きな損害が発生可能であったことが指摘され、また陪審説示に問題があった²⁹としつつも州裁判所で論点が提出されていないため採り上げないとし、その他の点でも違憲となるような手続の瑕疵はないとした。また、懲罰的賠償が課される可能性についての事前の予告もあったとし、本件懲罰的賠償を合憲判断している。³⁰

Haslip 判決では当該懲罰的賠償を合憲とした結論が法廷意見を構成したのに対し、TXO 判決では相対多数意見しか形成されておらず、違憲判断への方向性を見出すこともできる。それぞれ論争を呼んだ判決であるが、現在ではその判示の意義は Gore 判決に吸収されたと位置付けてよいであろう。

3. Oberg 判決

Honda Motor v. Oberg 判決³¹はこうした流れの中で最高裁としては初めて懲罰的賠償を違憲とした判決である。のみならず、Haslip 判決から Gore 判決への流れとは異なり、Gore 判決に吸収されない独自の価値を現在でも持つ。三輪自動車が運転中に引っ繰り返った事故による人身損害に対し、ホンダが製造物責任（設計上の欠陥）を追及され、オレ

²⁹ 被告の資産を考慮に入れること及び損害の「追加的填補」に説示の中で言及されていることが問題視されている。

³⁰ Kennedy が懲罰的賠償の額ではなく理由に着目すべきだとの一部同意・結果同意意見を（*id.* at 466 (Kennedy, J., concurring in part and concurring in the judgment)）、Scalia が、相対多数意見は実体的デュー・プロセスに依拠するものであるから同調できないとする結果同意意見（Thomas 同調）を（*id.* at 470 (Scalia, J., concurring in the judgment)）、それぞれ著している。O'Connor による反対意見（White 同調、Souter 一部同調）は、本件懲罰的賠償は他の同様の行為に対するものに比較しても莫大であること、州外の大企業に対する偏見に基づくものである疑いが強いこと、潜在的損失を考慮するのは不適切であること、陪審評決後の裁判所によるチェックも不十分であることを指摘している。*Id.* at 472 (O'Connor, J., dissenting)。

³¹ Honda Motor Co. Ltd., v. Oberg, 512 U.S. 415 (1994). 法廷意見は Stevens 執筆、Blackmun、O'Connor、Scalia、Kennedy、Souter、Thomas 同調。日本語での紹介・検討として、早川吉尚「Honda Motor Co., Ltd. v. Oberg」アメリカ法1995—1号310頁参照。

ゴン州裁判所で懲罰的賠償を命じられた事例である。この事件で事実審の陪審は填補賠償として約92万ドル、懲罰的賠償として500万ドルを認めたが、このうち填補賠償については過失相殺により20%減額され、73万ドル強とされた。被告ホンダは Haslip 判決などに依拠してこの懲罰的賠償に対して異議を申し立てたが、州最高裁まで一貫して認められなかった。オレゴン州においては、州憲法の憲法修正の解釈として、被告側の主張が専ら懲罰的賠償の額が大き過ぎるという点に基づく場合には、裁判官は陪審の賠償額の結論を審査して減額したり破棄したりすることが原則として認められない、という判例法が確立しており、本件の州裁判所の処理もこれに従うものだった。しかし連邦最高裁は、独立前のイギリスの判例まで遡った上で、賠償額に対する裁判所のチェックを認めないオレゴン州の手続は修正14条のデュー・プロセス条項に違反しているとした^{32, 33}。

本件は、懲罰的賠償の課される手続について、陪審の判断に何らのチェックも与えないことが手続的なデュー・プロセスの違反となる、ということを示した点で、次の Gore 判決に吸収されない独自の価値を有する。もっとも、同判決当時においてもこのような手続を持っていたのはオレゴン州のみであり、その意味では重要性は低いと評価することもできる。

B. Gore 法理とその展開

1. Gore 判決

現時点における懲罰的賠償に対する連邦憲法に基づく規制について、中核となる判例法を宣明したのが1996年の BMW v. Gore 判決³⁴である。

³² また、オレゴン州法の用意する評決前のコントロール手段では十分ではない、ともしている。

³³ Scalia はオレゴンの制度の変遷を述べる短い同意意見を著している。 *Oberg, supra* note 31, 512 U.S. at 435 (Scalia, J., concurring). Ginsburg による反対意見 (Rehnquist 同調) は、本件オレゴン州の手続は Haslip 判決や TXO 判決に照らしても問題ないものであるとする。 *Id.* at 436 (Ginsburg, J., dissenting)。

³⁴ BMW of N. Am., Inc. v. Gore, 517 U.S. 559 (1996). 日本語での紹介・検討として、差し当たり、木下毅「BMW of North America, Inc. v. Gore —— 懲罰的損害賠償の違憲性」藤倉皓一郎・木下毅・高橋一修・樋口範雄編『英米判例

本判決は、Oberg 判決とは異なり、Haslip 判決などで一般論としては承認されながら結論的には否定されていた、懲罰的賠償の額そのものが高額であることに基づいて違憲とした、最初の判決である。

原告 Gore は被告 BMW の正規ディーラーから新車を購入したが、数ヵ月後、実はこの車両が、ドイツの工場からの輸送の際に酸性雨によって生じた傷を再塗装したものであることを発見したため、アラバマ州法上の不法行為としての詐欺を主張して出訴した、という事件である。1983 年以来、被告は、マイナーな補修についてはディーラーに（従って消費者にも）開示せずに新車として引き渡すという全米的な営業方針を有しており、本件車両もその一つであった。

原告は専門家証人の証言に基づいて車両の価値の下落を4000ドルと主張し、また懲罰的賠償の根拠として、1983年以来、被告は全米で同様の車両を983台販売してきたことを主張した。これに対し陪審は、填補賠償4000ドル、懲罰的賠償400万ドル（4000ドルの1000倍）の評決を下した。この懲罰的賠償の裁定に対し、被告 BMW は、同社の方針が一定額以上の補修の開示を義務付ける他州の法に従っていること、また本件以前に同社の方針が違法と判断されたことはなかったことを主張したが、他方、本件継続中にアラバマ他 2 州での開示方針を変更し、本件評決の直後には、補修を完全に開示するよう全米での方針を改めた。事実審裁判官は被告のトライアル後の申立を認めず、被告上訴。アラバマ州最高裁は、概ね事実審の判断を維持したものの、他州での販売を懲罰的賠償の算定の根拠としたのは不適切だ³⁵としてこれを棄却し、アラバマ州内の事情のみに基づいて憲法上許容可能な懲罰的賠償として、200万ドルと判断した。

これに対して連邦最高裁は以下のように判断した³⁶。

まず、州は懲罰的賠償の額の考慮にあたって柔軟性を有するとしつつ、懲罰的賠償によって促進され得る州の利益を同定することから検討を始める。州民の保護のために諸々の施策を講じ得ることから、連邦制の下では多様な規制のパッチワークが現出することになる。規制の多様性に

百選〔第三版〕』（有斐閣、1996年）198頁参照。

³⁵ 同時期のアラバマ州内での販売は14台であった。

³⁶ 法廷意見は Stevens が執筆し、O'Connor、Kennedy、Souter、Breyer 同調。

照らすと、補修の完全な開示を要求すべきかについての合理的な判断が異なり得るし、実際、いくつかの州は一定の範囲の補修を開示すれば他は免責されるとのスキームを採用している。州際通商に影響を与える州の規制権限は、他州の利益を尊重する必要性から制約を受けるのであって、他州で合法的な行為の変更を迫るような制裁を州が課すことは、州の主権と礼譲の原則から許されない。

この点でアラバマ州最高裁が、懲罰的賠償の算定にあたって州外の事情に依拠することを排除し、もっぱら州内の事情に依拠したことを適切としつつ、しかしながらその結果たる200万ドルという金額は甚だしく過大だとする。「人は、彼を制裁に服せしめる行為についてのみならず、州が課すやも知れぬ制裁の厳格さについても、公正な予告を受けるべきである、と当裁判所の憲法法理に込められた公正さの基本的な観念は命じている。」³⁷そして、3つの考慮要素を挙げ、そのいずれも、非開示というビジネス実務に対してアラバマ州の課すであろう制裁の大きさについて、被告 BMW が適切な予告を与えられていなかったことを示す、とする。

第一に、「懲罰的賠償の合理性の最も重要な指標」³⁸として、行為の非難可能性（reprehensibility）の程度を挙げる。だが、本件で問題となっているのは人身損害の危険を伴わない純粋な経済的損失であること、開示範囲を定めている州法に依拠することも合理的であって被告の行為が常習犯的とはいえないこと、被告の行為は積極的な違法行為などを伴うものではないことを指摘して、甚だしく不適切な行為に一般に関連付けられるような事情は本件では示されていない、とする。

第二に、原告の被った実損害ないし潜在的損害と懲罰的賠償との比率が挙げられる。単純な数学的公式によって合憲性判断の線を引くことはできないとして、カテゴリーカルなアプローチは否定されるが、他の潜在的損害もない状況で、実損害の500倍の懲罰的賠償は正当化されない、とする。

第三に、同様の違法行為に対して法定されている制裁がどの程度であるかが考慮されるが、本件懲罰的賠償は、同様の違法行為に対して、アラバマ州においてであれ他州であれ、制定法上規定されている金銭的制

³⁷ *Gore, supra* note 34, 517 U.S. at 574.

³⁸ *Id.* at 575.

裁よりも遥かに大きいとする。

被告が大企業であることは公正な予告を受ける権利を減じるものではなく、むしろその全米的ビジネス展開は、州際通商に対して州が過度の負担をかけることを防ぐ連邦の利益を含意する、とも付け加える。憲法上許容される懲罰的賠償の限界を画する明確なルールを引く用意はないと繰り返しつつ、本件はその線を越えているとして、アラバマ州最高裁の判断を覆している。³⁹

正確に理解するのが厄介な判決であるが、詳細な分析は第Ⅳ節に譲ることとする。ここでは2点のみ、簡単に触れておく。

まず、明らかに Gore 判決の関心は懲罰的賠償の額それ自体にある。額があまりに過大であることに着目してこれを違憲とするのであれば、その判断は実体的デュー・プロセスの理論に連なると考えるのが自然であろうし、実際、Scalia 反対意見はそう理解している。が、法廷意見は必ずしも本件を実体的デュー・プロセスに関する判例法の中に位置付けていない。むしろ、かような額の懲罰的賠償を受ける可能性があることの予告があったか、という、(広義の) 手続的な論理を強調している。

第二に、Gore 判決というと3つの判断要素による賠償額の審査が有名なのだが、今一つ、州が懲罰的賠償を通じて制裁を加えることができるのは、当該州内における違法行為——より正確に言えば、当該州の主権（議会であれ司法部であれ）が違法であると判断した行為のうち、当該州内におけるもの——のみである、との判示も目立たないが重要である⁴⁰。Xという行為を、A州は違法な行為として禁止しそのための制裁も用意しているかもしれないが、同じ行為がB州では許容されてい

³⁹ Breyer 執筆の同意意見は、アラバマ州法の基準は事実認定者の裁量を適切に枠付けていないなどとする (O'Connor, Souter 同調)。Id. at 586 (Breyer, J., concurring). Scalia 執筆の反対意見は、法廷意見が実体的デュー・プロセスに基づいている点、根拠が不十分な点、運用上の難を批判している (Thomas 同調)。Id. at 598 (Scalia, J., dissenting). Ginsburg 執筆の反対意見は、本件アラバマ州最高裁の判断が連邦最高裁の先例に従っていると評価する他、州の懲罰的改革立法の動きのリストを含んでいる (Rehnquist 同調)。Id. at 607 (Ginsburg, J., dissenting).

⁴⁰ 「Gore 判決の連邦制要素」などと呼ばれることもある。

たり、あまつさえ促進されてさえしているかも知れない。だとすれば、B 州内で行われた行為 X に対して、A 州が制裁を加えることは許されない。

2. Campbell 判決

2003年の State Farm Mutual Automobile Insurance v. Campbell 判決⁴¹ は、Gore 法理の3考慮要素を基本的に維持しつつ、その内容をリファインした判決として位置付けることができる。

1981年、原告 Curtis Campbell (Campbell 夫) はユタ州内で、Slusher 及び Ospital を巻き込んだ交通事故を起こし、これらの関係者 (本人または相続財産財団) の間で訴訟となった。Campbell は被告 State Farm 自動車保険会社から、一事故の負傷者一名に付き2万5000ドルまで、合計5万ドルまでの賠償責任保険を購入してあった。訴訟の早い段階で、Campbell の無理な追い抜きが事故の原因だということで調査員及び証人の間でコンセンサスに達していた。ディスカヴァリ段階で Slusher 及び Ospital は State Farm に対して保険金の上限である一人2万5000ドルでの和解を持ちかけたが、State Farm (の地域責任者) は自身の調査員の助言に反して和解しない方針を堅持し、自身がよく使う弁護士 Bennett を Campbell 側代理人として選任、トライアルへと進んだ。Bennett は Campbell 側に過失はなくその財産は安全だと何度も請け合っていたが、陪審判決は Campbell 側に100%過失があるとし、これを受けて判決は13万5000ドルの支払を命じた。この結果に狼狽する Campbell 夫妻に対し、State Farm は保険金上限の2万5000ドルを超える支払を拒み、上訴の前提となる執行停止保証金 (supersedeas bond) の支払も

⁴¹ State Farm Mut. Auto. Ins. Co. v. Campbell, 538 U.S. 408 (2003). 日本語での紹介・検討として、伊藤壽英「懲罰的損害賠償に関する憲法上の制約とその具体的基準——State Farm Mut. Auto. Ins. Co. v. Campbell, 538 U.S., 123 S.Ct. 1513 (2003)」ジュリスト1251号185頁 (2003年)、山口正久「アメリカの過大な懲罰賠償と due process clause による制限——State Farm Mutual Automobile Insurance Co. v. Campbell 事件判決 (2003年連邦最高裁) の意味するもの——」金城学院大学論集205号13頁 (2003年)、山口正久「米国の行き過ぎた懲罰賠償と連邦憲法による制限～連邦最高裁 State Farm 判決とその後の動向～」国際商事法務31巻10号1375頁 (2003年) 参照。

2万5000ドルを超えては拒否した。Campbell 夫妻は自身で弁護士を雇って上訴したが、ユタ州最高裁は地裁判決を結論として容認した。

これに対して結局 State Farm は保険金上限を超える部分も含め賠償額全額を支払った⁴²が、1989年、Campbell 夫妻が不誠実な保険金支払拒否⁴³、詐欺、故意による精神的苦痛の惹起 (intentional infliction of emotional distress) を主張して State Farm を相手取って訴訟を提起したのが本件である⁴⁴。

ユタ州事実審裁判所⁴⁵は2段階に分けて陪審審理を行った。第一段階の陪審は State Farm が和解に応じずトライアルに持ち込んだことは不合理で不誠実 (in bad faith) だと認定した。第二段階で Campbell は、State Farm が保険金支払を抑える全米的スキームを持っていることを立証すべく、その詐欺的実務について専門家証人の証言を提出し、事実審裁判官は許容した。第二段階の陪審は、Campbell 夫に対して140万ドル、妻に対して120万ドルの填補賠償 (compensatory damages)、2086ドル75セントの特別損害 (special damages / out-of-pocket costs)、1億4500万ドルの懲罰的賠償を認めた。事実審裁判官は、Campbell 夫に対する填補賠償を60万ドル、妻に対するものを40万ドルへ、懲罰的賠償を2500万ドルへとそれぞれ減額 (remittitur) を命じた^{46, 47}。

⁴² 理由は判文上明らかでない。

⁴³ 保険会社による保険金支払拒否は、多くの法域で (単純な契約違反ではなく) 不法行為として構成され、懲罰的賠償を課されるものとして顕著な事件類型でもある。See Eisenberg & Wells, *supra* note 4, at 67. 菊地秀典「契約当事者に対する不法行為責任——アメリカ法における不誠実な契約違反という不法行為」松山大学論集18巻3号85頁 (2006年)、樋口範雄『アメリカ契約法』(弘文堂、1994年) 77～80頁も参照。

⁴⁴ これは、Campbell と Slusher 及び Ospital との和解に基づくものである。この和解では、後二者は実質的に本件訴訟の追行上の判断に関与し、そこで得られた賠償金も諸費用支払後の9割を後二者が受け取る代わりに、Campbell に対して前訴判決を執行しない、とされている。

⁴⁵ 最初の事実審は State Farm 勝訴のサマリ・ジャッジメントを下したが、ユタ州控訴裁判所がこれを覆して差し戻した、差し戻審である。

⁴⁶ 加えて、弁護士費用と訴訟費用 (合計80万ドル強) も認められている。

⁴⁷ See also *Campbell*, *infra* note 48, 65 P.3d at 1143.

上訴を受けたユタ州最高裁⁴⁸は、主として懲罰的賠償の額について判断し、まず州法上の問題については、判例法上の7要素テスト⁴⁹を適用した上で、6つの要素については（懲罰的賠償額を上げる方向で）事実審は適切に判断しているが、事実審がもっぱら第七要素の懲罰的賠償と填補賠償との比率に基づいて減額を命じたことは誤っているとした。連邦憲法上のGore法理の問題については、第一要素については州法についての分析が妥当するとした。第二要素については確かに本件懲罰的賠償額は填補賠償額に比して大きい、本件には高額の懲罰的賠償を支持する例外的な状況があるとした。第三要素については、ユタ州法上ありうる制裁を非金銭的なものも含めて挙げ、併せてGore法理に関する原審の判断を是認した。結論として、事実審裁判官の減額命令を破棄し、1億4500万ドルを命じた陪審評決を復活させた。

これに対して連邦最高裁は裁量上訴を認め、Gore判決の3要素に照らしてこの懲罰的賠償を審査し、違憲として覆した⁵⁰。

法廷意見はまずHaslip以来の判例とその政策的判断を引用して一般論を述べた上で、Gore判決の3要素が検討すべき事項であり、これを覆審の審査で審査すべき⁵¹との一般論を確認する。その上で、各要素について検討する。

第一の被告の行為の非難性について、これが最も重要な要素であるとした上で、①もたらされた損害が物理的なものか経済的なものか、②行為が他者の健康や安全への無関心や無謀な無視を示すものか、③当該行為が繰り返されるものか、単発的か、④損害は意図的な悪意、欺罔、策略によるものか、単なる事故か、といった考慮要素を挙げるが、この内一つがあるからと言って懲罰的賠償を支持するのに十分ではないかも知

⁴⁸ Campbell v. State Farm Mut. Auto. Ins. Co., 65 P.3d 1134 (Utah 2001).

⁴⁹ Crookston v. Fire Ins. Exch., 817 P.2d 789 (Utah 1991). ①被告の相対的な資力、②問題の違法行為の性質、③当該行為を取り巻く状況、④原告及びその他の者の生命に対する当該行為の影響、⑤当該行為の将来の再発可能性、⑥当事者の関係、⑦実損害賠償額の7つ。

⁵⁰ 法廷意見はKennedyが執筆し、Rehnquist、Stevens、O'Connor、Souter、Breyerが同調。

⁵¹ 後述II.B.3参照。

れないし、全く存在しなければ懲罰的賠償は疑われるべきものとなる、ともする。また、原告は填補賠償によって損害を完全に補償されていると推定されるから、懲罰的賠償は被告の帰責性が、填補賠償を支払ってもなお、あまりに非難に値するので、懲罰ないし抑止を達成するためのさらなる制裁が必要となるほどである場合にのみ、懲罰的賠償は課されるべきである、とも述べる。

事案との関係では、本件を、State Farm の全米的な経営方針の欠陥とされるものを暴露し罰するための場 (platform) として使われた、と評価して、不適切だとしている。州は、行為地では合法であったかもしれない行為に対して被告を罰することはできず、また州外で行われた違法行為に対して制裁を課することについても、一般に州は正当な関心を有しないとす。

懲罰的賠償の直接の根拠としてではなく、被保険者に対する State Farm の動機の証明について関連性を有する事項として州外の行為を摘示しているのだとの主張に対しては、当該行為が原告の被った特定の損害と関連性がなければならぬし、また、被告の州外の合法的な行為を罰するために証拠を用いてはならないことが、陪審に対し説示されなければならない、とする。

このように、Gore 法理第一要素との関係では、州外の事実に関する証拠の利用について大きな限定をかけたことが本判決の特徴である。この部分の判示は、本稿の主題である Williams 事件の中心的判示を導き出すに際して重要であり、丁寧に分析する必要があるが、詳細な検討は第IV節に譲ることとしてここでは本判決の紹介を続ける。

Campbell 判決のインパクトとして大きいと評価されるのが、Gore 法理の第二の要素である填補賠償との比率に関する判示である。これまでの判例と同様、原告の被った実損害ないし潜在的損害と懲罰的賠償との比率について、具体的・明確な憲法上の線を引くことは避けるとしながら、その直後に、「実際問題としては (in practice)、一桁を超える比率の懲罰的賠償がデュー・プロセスを満たすと言えることはほとんどないであろう」⁵²と判示した。また、極めて酷い行為が結果としてわずかな経

⁵² *Campbell*, *supra* note 41, 538 U.S. at 425.

済的損害しかもたらさなかった場合には、これよりも大きな比率の懲罰的賠償がデュー・プロセスに合致することもある一方で、填補賠償額がかなりなものである場合には、より小さい、恐らくは填補賠償と同額程度のみが、デュー・プロセスによる制約の上限を画するであろう、ともしている。

これまで最高裁は具体的な数字を示すことに一貫して躊躇を示してきたが、本件では、幾つかの留保を付しながらも填補賠償の9倍ないし10倍という具体的な数字を示した。そしてもちろん、事案への包摂においても、145対1という比率、及び填補賠償が100万ドルというかなりの額であること、本件の損害の性質といった要素を指摘して、本件懲罰的賠償が違憲だとの方向へ判断が傾くとする。また、被告の資産規模は、さもなければ違憲となる懲罰的賠償を正当化するものではない、とも付け加える。

Gore 法理の第三の要素である、同様の事例において課される制裁との比較という要素についても、賠償額の算定との関係では刑事制裁は有用性が低いし、懲罰的賠償は厳格な手続を伴った刑事制裁の代替となるべきではないとして、刑事制裁を比較対象から外すとしている。そして事案との関係では、本件で関連性を有する民事制裁は、一個の詐欺行為に対する1万ドルの罰金であって本件懲罰的賠償より遥かに小さいし、ユタ州裁判所の言及する保険業免許の剥奪、違法利益の剥奪、拘禁刑については、問題になっているのは州外の似てはいない行為の証拠に基づく広い欺罔スキームなのであって、この分析は本件懲罰的賠償を正当化するには不十分である、と評価する。

本件の1億4500万ドルという懲罰的賠償は違法行為に対して合理的でも均衡のとれたものでもなく、被告の財産の非合理で恣意的な剥奪であるとする。100万ドルという本件填補賠償は額として相当多大な上、その一部は懲罰的性格も含むものであることに照らすと、Gore 法理の判断要素からは填補賠償額と近い程度の懲罰的賠償を正当化するであろうとしつつ、正確な算定は州裁判所に委ねられるとして事件を差し戻している。^{53 54}

⁵³ Scalia 及び Thomas は、デュー・プロセス条項は「過大な」懲罰的賠償に対する実体的保護を提供してはいないという、Gore 判決における反対意見の立場を維持するとの、それぞれ別個だが内容はほぼ同一の反対意見を著している。

このように、Campbell 判決は、Gore 法理の枠組を基本的に維持しつつ、その要素をかなり限定的に再定義したものとして評価することができる。

3. Cooper Industries 判決

時期的には Campbell 判決と前後するが、2001年の Cooper Industries v. Leatherman Tool Group 判決⁵⁵は Gore ルールの適用の手続的なあり方について判断した判決である。

工具業界の競争関係において、被告 Cooper Industries が原告 Leatherman の商品を模倣したことがコモン・ロー上の不正競争に当たるとされた事例である⁵⁶。オレゴン州地区連邦地裁における陪審評決は、被告に詐称通用 (passing off)・虚偽広告・不正競争があったと認め、損害額を5万ドルと判断した。さらに「虚偽広告ないし詐称通用を行うことにより、Cooper Industries が悪意を持って行為し、あるいは極めて不合理な害のリスクに対し無謀かつ甚だしい冷淡さを示し、Leatherman の権利を意識的に無視して行為したということを、Leatherman は明白かつ確信を抱くに足る証明を持って示したか」という特別質問事項に対し「然

Id. at 429 (Scalia, J., dissenting); *ibid.* (Thomas, J., dissenting). Ginsburg の反対意見は、連邦裁判所は懲罰的賠償にかかる州の領域に干渉すべきではないとしつつ、ユタ州裁判所に出てきた証拠に詳細に言及して、多数意見の基準でも本件懲罰的賠償は維持されうるとする。*Id.* at 430 (Ginsburg, J., dissenting).

⁵⁴ しかし、差し戻されたユタ州最高裁は、この部分の判示を重視せず、State Farm の行為は極めて悪質なものであるとし、填補賠償100万ドルに特別損害2086ドル75セントを加えた額を基礎として（弁護士費用・訴訟費用の算入は斥けられている）、その9倍、901万8780ドル75セントの懲罰的賠償を認定している。Campbell v. State Farm Mut. Auto. Ins. Co., 98 P.3d 409 (Utah 2004)。これに対する連邦最高裁への裁量上訴は認められていない。State Farm Mut. Auto. Ins. Co. v. Campbell, 543 U.S. 874 (2004)。

⁵⁵ Cooper Indus., Inc. v. Leatherman Tool Group, Inc., 532 U.S. 424 (2001)。法廷意見は Stevens 執筆、Rehnquist、O'Connor、Kennedy、Souter、Thomas、Breyer 同調。

⁵⁶ なお、連邦 Lanham 法上の請求については、侵害あるものの損害なしあるいは侵害なしと判断された。

り」と答え、これにより認められる懲罰的賠償を450万ドルとした。かかる懲罰的賠償はGore判決に照らして「甚だしく過大」だと被告による主張を退けた上で、事実審裁判官は判決を下した。被告の上訴に対して、第9巡回区連邦控訴裁判所は、Gore判決に基づいた懲罰的賠償が過大だと被告の主張につき、地裁が懲罰的賠償を減額しなかったことに裁量の濫用はない、とした。

陪審評決が下されてから事実審の判決が下されるまでの間のポスト・トライアル手続においては、評決で敗れた被告は、評決と異なる判決を求める申立や再審理の申立等、諸々の申立を行って評決のインパクトを覆しまたは減殺しようとするわけだが、その中では（コモン・ロー上従来から認められてきたものに加えて）Gore法理に基づく主張もなされる。事実審裁判官はこうした被告の申立を裁定した上で判決を下すことになるわけだが、Gore法理に基づいた被告の申立を斥けた事実審裁判官の判断を、上訴審が審査する場合の判断基準は如何、というのが本件の論点である。連邦最高裁は第9巡回区の判断を覆した。

法廷意見⁵⁷は、填補賠償の認定が事実認定であるのに対し懲罰的賠償は「準刑事的」ともされる性質を持つとした上で、立法部は刑事事件の量刑同様、懲罰的賠償についても許容される範囲を決定する裁量を有する、とする。事実審裁判官の権限は、懲罰的賠償に係る陪審評決が立法上の授権の範囲内にあるかあるいは再審理や賠償額縮減決定をなすべきかを決定することであり、それをチェックする上訴裁判所の役割は、憲法上の争点が提出されていないのであれば、事実審裁判所の決定に裁量の濫用のないことを確認するのみの基準（「裁量の濫用」基準）による。

しかし、州の有するかかる裁量も連邦憲法による制約に服しているとして、連邦最高裁がそのような審査を行った先例を挙げる。さらに、そうした先例では、上訴審は事実審の判断から独立した審査を現に行っており、事実審の決定を、「裁量の濫用」基準ではなく、改めて初めから、覆審的（de novo）に審査しなければならない、と明示的に述べられている、と指摘する。また、刑事捜査手続の規制における「合理的

⁵⁷ 法廷意見はStevensが執筆し、Rehnquist、O'Connor、Kennedy、Souter、Thomas、Breyerが同調。

や疑い」や「相当な理由」に関する判断はこれらの概念の具体的な内容が特定のコンテキストに依存し、こうした概念に依拠する法的ルールは適用によってのみ内容を獲得するから、上級審が法原則のコントロールを維持しようとすれば独立した覆審の審査が必要となる、とする先例を挙げ、こうした性質は懲罰的賠償の憲法的規制においても同様である、とする。また、覆審的審査は判例法を統一し、法を安定化させる、とも付け加える。

さらに、陪審による懲罰的賠償の判断は「事実」の認定ではないので、ある懲罰的賠償の判断がデュー・プロセスに合致するとの地裁の決定に対する上級審による審査は、第7修正⁵⁸の問題とは関係ない、ともする。Gore 法理 3 要素の内、第一の被告の行為の非難性の程度の判断については事実審裁判官のほうが得意とするが、第二の実損害と懲罰的賠償額との比率については事実審裁判官も上訴審裁判官も同様に判断する能力を有しており、第三の同様の違法行為に対して課される制裁との比較については上訴審裁判官のほうが優れる。従って、制度的な能力の問題は、上訴審による審理を抑制的に行うべきだということにはつながらない。

そして、最終的な結論を出すためのものではないとしつつも、控訴裁判所の判断が審査基準によって影響を受けることを示すとして、本件懲罰的賠償の裁定に Gore 法理を適用する傍論を述べた上で、覆審的審査基準によって決せられねばならないとして、裁量の濫用基準を適用した原審を破棄、差し戻している。⁵⁹

⁵⁸ U.S. CONST. amend. VII (「コモン・ロー上の訴訟において、訴額が20ドルを越えるときは、陪審審理を受ける権利が維持される：陪審によって審理され[認定され] た事実は、コモン・ローの準則によるのでなければ、合衆国のどの裁判所もこれを再検討してはならない。In Suits at common law, where the value in controversy shall exceed twenty dollars, the right of trial by jury shall be preserved, and no fact tried by a jury, shall be otherwise re-examined in any Court of the United States, than according to the rules of the common law.」)。

⁵⁹ Thomas の補足意見 (*id.* at 443 (Thomas, J., concurring))、Scalia の結果同意意見 (*ibid.* (Scalia, J., concurring in the judgment)) はそれぞれ、Gore 判決に対する反対を留保しつつ、それが判例法だとすれば上訴審における審査基準という本件論点については法廷意見の結論を承認するとする。Ginsburg の反

本判決は Gore 法理が導入されたことから出てくる派生的な論点を扱う。新たに加わった Gore ルールに基づいた主張がなされ、事実審が判断を行った場合、この判断を上訴審はいかなる審査基準に基づいて判断すべきか。問題が事実審に裁量の許されている事項であるのだとすれば、事実審の裁量を尊重し、裁量の濫用がなかったことを確認するに留める「裁量の濫用 abuse of discretion」基準が妥当すべきことになる。他方、むしろ上訴審のほうが適切に判断できる事項であるとすれば、上級審は事実審の判断に拘束されることなく独立して、改めて初めから (de novo) 審査をなすべきことになる。Gore 法理の適用にあたっていずれを採用すべきかについて控訴裁判所の間に不一致があったことから、最高裁がこの論点を採用上げ、後者を採用したのが本件である。⁶⁰

本判決の結論そのものは、Gore 判決の素直な延長だと言えるだろう。Gore 法理は、実体的な懲罰的賠償の額に対して、憲法問題——即ち法律問題——としての審査が及ぼされる、という判例法である。そして一般に、法律問題は上級審のほうがより専門性を持っている事項であり、上訴審は事実審の判断に拘束されずに判断できる、とされている。Gore 法理の適用に当たっても同様に考えることができる。

しかし、このように考えることができるのであれば、本判決の論点は

対意見 (*id.* at 444 (Ginsburg, J., dissenting)) は、填補賠償の陪審認定に対する審査基準に関する *Gasperini v. Center for Humanities, Inc.* 判決 (518 U.S. 415 (1996)) 等に依拠し、また事実審と上訴審それぞれの実際的な判断能力の違いを指摘して、「裁量の濫用」基準が採用されるべきであるとする。

⁶⁰ 本件判例法が直接規制するのは事実審裁判官のポスト・トライアルにおける決定であり、これに対する規制を強化した形になるが、事実審裁判官の判断の先には陪審評決がある。すなわち、陪審評決を尊重するという事実審裁判官の裁量を限定することで、間接的に懲罰的賠償における陪審の機能を限定している、とも位置付けることができる。(なお、*Oberg* 判決に関する前述 II. A. 3 も参照。) こうした最高裁の態度は、刑事事件の量刑において陪審の役割を重視する最近の動きと対照的なものと言えよう。See *United States v. Booker*, 543 U.S. 220 (2005); *Blakely v. Washington*, 542 U.S. 296 (2004); *Ring v. Arizona*, 536 U.S. 584 (2002); *Apprendi v. New Jersey*, 530 U.S. 466 (2000). なお、初岡宏成「アメリカ合衆国における民事陪審と懲罰的損害賠償・前編」北海道教育大学紀要(人文科学・社会科学編) 57巻1号65頁(2006年)も参照。

もっぱら訴訟法レベルの問題だということも考え得る。そのように理解するとすると、本判決における覆審的審査の要求は第14修正の要請するものではないということになり、具体的には本件判例法はもっぱら連邦裁判所のみを拘束し、州裁判所を拘束しないことになるはずである。この点、本判決の法廷意見の筆致は曖昧であるが、しかしながら Williams 判決においては第14修正に基づいて懲罰的賠償を規制した先例の一つとして挙げており⁶¹、そのように取り扱われていくこととなろう⁶²。

(続く)

⁶¹ *Williams*, *supra* note 14, 127 S. Ct. at 1062.

⁶² *Cf. Campbell*, *supra* note 48, 65 P.3d 1134, 1143-1144 (2001) (Williams 判決以前に Cooper Industries 判決は第14修正に基づくと理解)。